

# 北海道札幌手稲高等学校同窓会会則

## 第1章 名称及び目的

(名 称)

第1条 本会は、北海道札幌手稲高等学校同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の切磋琢磨と繁栄、親睦を図るとともに、母校の充実、発展のため寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成並びに会誌の発行
- (2) 会員の連携と親睦を深めるための集いの開催
- (3) 各支部との連絡並びに支部設立の助成
- (4) 母校の諸行事その他の生徒の対外教育活動に対する支援
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

(組 織)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 正会員 (イ) 北海道札幌手稲高等学校を卒業した者  
(ロ) 北海道札幌手稲高等学校に在籍した者で役員会が適当と認めた者
- (2) 準会員 北海道札幌手稲高等学校に在籍している者  
(名誉会長及び名誉会員)

第5条

- (1) 本会は、母校現校長及び歴代会長を名誉会長とする。
- (2) 本会は、現職員並びに旧職員を名誉会員とする。

(顧問の設定)

第6条 本会は、次の職員を顧問として置くものとする。

- (1) 母校現教頭及び同窓会担当職員

(クラス幹事の選出)

第7条 各クラスごとに、クラス幹事を2名選出するものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  |
| (2) 副会長   | 2名  |
| (3) 事務局長  | 1名  |
| (4) 事務局次長 | 2名  |
| (5) 事務局員  | 若干名 |
| (6) 会計監事  | 2名  |

(役員の仕事)

第9条

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、不在及び事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を運営し、事務局を代表する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、各々総務事務及び会計事務を担当する。
- (5) 事務局員は、総務事務及び会計事務を担当する。
- (6) 会計監事は、会計年度ごとに決算報告書を監査する。

(役員を選出)

第10条

- (1) 会長は、総会において選任される。
- (2) 副会長・事務局長・事務局次長・事務局員は、会長が委嘱する。
- (3) 会計監事は、総会において選任される。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠員を補充)

第12条

- (1) 役員に欠員を生じたときは、役員会の議決により次期総会まで代行者を委嘱することができる。
- (2) 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

(会議の構成)

第13条

- (1) 本会の会議は、総会・クラス幹事会・役員会とする。

- (2) 総会は、クラス幹事により構成される。
- (3) クラス幹事会は、クラス幹事により構成される。
- (4) 役員会は、第 8 条に規定する役員により構成される。ただし、会計監事を除く。

(総会)

#### 第 14 条

- (1) 総会は、本会の最高議決機関である。
- (2) 定期総会は、毎会計年度当初に会長が招集する。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めたとときに招集することができる。
- (4) 前 2 号の召集は、開催期日の 2 週間前までに、議題、日時及び場所等を記載した文書をもって行うものとする。
- (5) 総会は、予算の議決、役員を選任、会則の改正、決算の承認、入会金並びに会費の変更、その他の事項を審議決定する。

(クラス幹事会)

第 15 条 クラス幹事会は、各期別で開催されるものとし、当該クラス幹事が必要と認めたとときに招集する。

(役員会)

第 16 条 役員会は、会長が必要と認めたととき、事務局長が招集する。

(会議の議決)

#### 第 17 条

- (1) 各議決機関は、会則の改正以外の事項の議決については、出席構成員の多数決によるものとする。
- (2) 欠席構成員が、あらかじめ委任状を提出した場合には、これを出席構成員とみなす。なお、委任内容は、出席構成員の多数意見に同意するものであることを要する。

(支部の設立)

第 18 条 本会は、事務局を北海道札幌手稲高等学校内に置く。

第 19 条 本会は、必要に応じ、都市を単位として支部を設立する。

## 第 5 章 会計

(会計)

第 20 条 本会の経費は、入会金・会費・寄附金及びその他の収入をもって充てる。入会金並びに会費の額は次のとおりとする。

- (1) 入会金 1 人 1,000 円
- (2) 終身会費 1 人 2,000 円

2 入会金並びに会費は、原則として、定められた時期に一括納入するものとする。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、隔年 8 月 1 日に始まり、翌々年 7 月 31 日に終わる 2 年間とする。

## 第6章 雑則

(会則の改正)

第 22 条 会則の改正は、総会における出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によらなければならない。

(細則の制定)

第 23 条 本会の運営に必要な細則は、役員会で定め、会長が総会に報告する。

(帳簿)

第 24 条 本会に、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計簿
- (3) 議事録
- (4) 記録写真帳
- (5) その他必要な帳簿

(住所変更届)

第 25 条 会員は、住所を変更する際、はがきに必要事項を記入し、事務局宛に提出しなければならない。

## 第7章 附則

(施行期日)

第 26 条 この会則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 昭和 58 年 9 月 10 日 一部改正
- 2 平成 21 年 9 月 26 日 一部改正
- 3 令和元年 10 月 5 日 一部改正
- 4 令和 5 年 10 月 28 日 一部改正